

③

介助ボランティア体験学習

この体験学習は、市民各層の中から5名の方にご参加いただき、福祉実践力の養成を目的にオリエンテーリングやボランティア活動に関する講演とあわせて、「保健福祉サービス協会」で実施する①在宅療養者訪問看護②在宅療養者訪問機能訓練③家庭介助員派遣④ハンディキャブ運行⑤保健巡回相談事業のそれぞれの専任職員に同行して福祉の現場を体験をしていただくものです。

体験学習内容は次のとおりです。

1. 訪問看護事業

体験内容	①食事指導・介助 ②水分摂取 ③入浴介助・清拭・洗髪 ④リネン交換（シーツ・枕カバー・タオル等の交換）⑤寝衣交換⑥体位交換⑦寝返り・起坐訓練⑧立位・歩行訓練 ⑨自 動・他動運動 ⑩排泄指導・介助 ⑪病室環境の整備 ⑫患 者・介護者への精神的支援
------	---

(実施方法)

訪問看護婦1人に対し、受講生1人が同行するマンツーマン方式とする。この場合1日2ケースを原則とし、訪問看護婦は看護計画にそって上記体験内容の中から当該訪問ケースにふさわしい3項目を選び、直接訪問宅で受講生に指導を行なうものとする。

体験学習終了後ボランティアさんに担ってほしい活動
(訪問看護婦サイドから見た意見)

本事業によって訪問看護という仕事を市民に広くご理解（こういった事業の必要性等）していただくことはもとより、専門性（医療行為）に欠いても、ボランティア活動として患者等に対する支援は幾らでもあるのだということを学んでいただきたいと思います。また、行政責任の転嫁ではなく、限られた人材・財源の中で在宅福祉サービスを進める社協・行政等の実情を知ることによって、おしきせでない福祉実践力の提供を促進したい考えです。

——ここに在宅患者に支援可能な

ボランティア活動を列記します。——

- ①医療機関から薬を取ってくる ②2～3時間患者をみている
③朝夕様子を見てほしい ④外出時の付添い ⑤入浴付添い ⑥
受診介助（病院付添い） ⑦買い物 ⑧洗濯物の出し入れ ⑨話
し相手 ⑩トイレ介助 ⑪車の運転（受診等） ⑫部屋の片付
け ⑬近隣の在宅療養者等の情報収集及び提供

2. 訪問機能訓練事業

体験 内容	①車椅子での散歩等の介助 ②歩行訓練の介助 ③自働・ 他動運動の介助 ④話し相手になりながら患者を動くよう にしむける。（対人刺激）
----------	--

（実施方法）

機能訓練士（OT、PT、訪問看護婦）1人に対し、受講生2人が同行する。この場合1日1ケースを原則とし、機能訓練士は訪問機能訓練指導計画にそって上記体験内容の中から2項目を選び、受講生の監督指導を行なうものとする。

体験学習終了後ボランティアさんに担ってほしい活動
（機能訓練士サイドから見た意見）

いわゆる機能訓練には医療行為伴うことが多く、専門職でなければ危険な場合が多々あります。しかしその肝心の専門職である理学療法士等が、需要に対し少ないこともまた現実です。

例えば、協会訪問機能訓練の利用者を例に取ってもわかるように、本事業を利用できるには多い方で概週2回程度です。リハビリとは根気よく毎日続けることによって身体機能の改善を図るものですから、決してニーズを充足するだけのサービスが提供できているとは思えません。もちろん協会の訓練士は介護者等の指導もしていますし、過度のサービスが当事者の依存度高める結果になることも留意しているわけですが、介護者・家族以外の第三者が訓練のお手伝いをするということは、対人刺激という意味で

大きな効果を示すはずです。

——ここに在宅患者に支援可能な
ボランティア活動を列記します。——

- ①歩行訓練の介助 ②起き上がりの訓練の介助 ③散歩の付添い
- ④機能訓練を要する在宅療養者宅への訪問・話し相手（対人刺激）
- ⑤近隣の機能訓練を要する在宅療養者の情報収集及び提供
- ⑥当事者及び介護者の相談・話し相手

3. 家庭介助員派遣事業

体験 内容	①炊事 ②衣類の洗濯・補修 ③掃除・整理 ④買い物 ⑤相談・話し相手
	①食事の介助 ②排泄の介助 ③衣類着脱の介助 ④入浴の 介助 ⑤身体の清拭・洗髪 ⑥通院等の介助 ⑦安否の確 認 ⑧近隣の情報収集・提供

介助員1人に対し受講生1人が同行するマンツーマン方式とする。
この場合1日2ケースを原則とし、介助員は協会ケースワーカー及び
市老人福祉系の職員と充分検討したうえ、上記体験内容の中から受
講項目を4つ選択し、ボランティアの指導にあたるものとする。

体験学習終了後ボランティアさんに担ってほしい活動
(介助員サイドから見た意見)

- ①身体介護（入浴・洗髪・清拭の介助等） ②当事者・介護者
の相談・話し相手 ③安否の確認 ④買い物 ⑤外出時の付添い
（朝・夕方様子を見るなど） ⑥通院・通所・通学の介助 ⑦掃
除 ⑧洗濯物の出し入れ ⑨介護者外出時の留守番及び介助

- ⑩車で受診の場合に介助（車の運転） ⑪散歩等の付添
⑫食事の介助 ⑬近隣の情報収集・提供

4. ハンディキャブ運行事業

体験	車椅子の試乗。（車椅子介助がメインになるので、事前に車椅子を体験してみる。）——事前説明会で…。
内容	①ハイディキャブ乗り降りの介助 ②病院等での車椅子の介助 ③ハンディキャブ走行中の介助（当事者・介護者の話し相手）

1回の運行に対し受講生2人が同乗し、利用者の付き添い介護人の手伝い等をするものとする。

体験学習終了後ボランティアさんに担ってほしい活動
（ハンディキャブ運転手サイドから見た意見）

- ①移送ボランティア及びその介助 ②病院等での車椅子の介助
③外出時の介助

5. 保健巡回相談事業

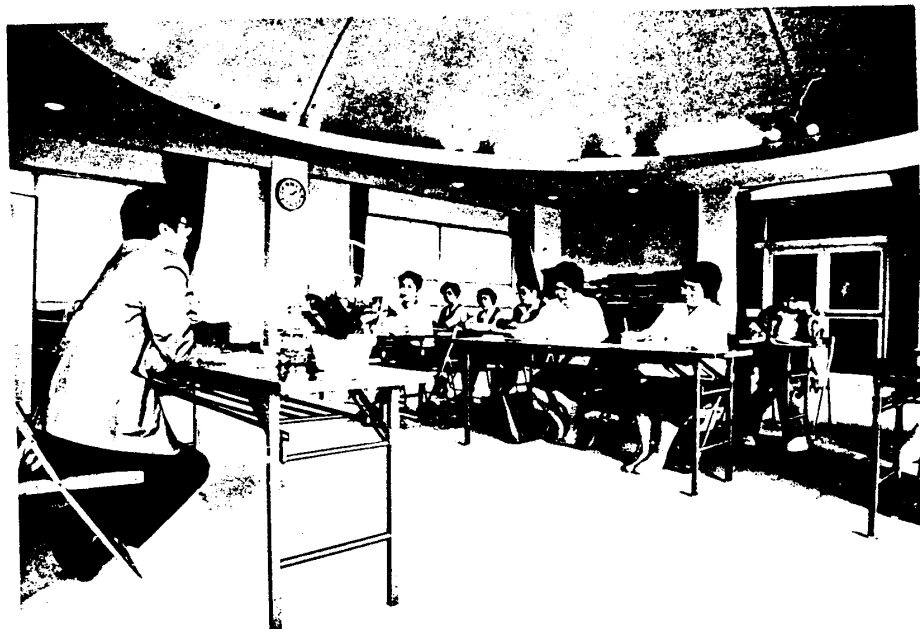
体験内容	1. 身体的・精神的疲労を負った当事者・看護者の相談（話し相手）に応じる。〔①社会資源の活用方法 ②介護上の問題（工夫・心配事） ③家族・近隣との人間関係についての問題 ④経済的問題〕 2. 環境の整備 3. 医療機関等との連絡
------	--

市健康づくり課保健婦1人に対し2人が同行する方式とする。この場合協会ケースワーカーは専任保健婦と日程等を充分調整したうえ、体験内容等について定める。

体験学習終了後ボランティアさんに担ってほしい活動
(専任保健婦サイドから見た意見)

- ①近隣の在宅療養者等の情報の収集及び提供 ②当事者・介護者の心配事に対する相談(話し相手) ③安否に確認 ④行政等福祉関係機関及び医療機関への連絡・通院等の介助

平成元年4月に設置された「保健福祉サービス協会」をこういうかたちで活用できたことは、個々の事業に横のつながりを持たせるという意味においても効果があったと考えられますし、限られた人的資源の中でサービスを提供する協会の現実についてもご理解いただけたと思います。そして、その中からボランティアで支援可能な活動をみ出し、それが行政責任の明確化にもつながっていくのだという共通の認識と、活動の展開を図っていただくことが望まれています。また受講者の方からは、各事業の制度上の不備や、問題点を指摘されたりと、我々職員も多くを学ばせていただいた事業でした。



介助ボランティア体験学習基調講演風景(平成元年10月26日)